

---

# 電気の使用に伴う排出量の算定方法について

---

令和 4 年 9 月 12 日

事務局

## 本資料の位置づけ

- 前回（第3回）、基礎排出量における電気の使用に伴う排出量の算定方法について、議論いただいた。
- 本資料は、前回の議論を踏まえ事務局において整理した今後の対応等を報告するもの。

## 電気の排出係数における非化石証書の扱いと課題

- 非化石価値取引制度において、2020年4月からは、非化石電源由来の全ての電気について、電気そのものとその電気が有する環境価値が分離され、環境価値は証書化されることとなった。
- SHK制度の調整後排出係数は、非化石証書の取引を反映している。すなわち、非化石証書が発行された後の非化石電源由来の電気は、環境価値を有しない「抜け殻電気」として全国平均係数をあてることとしつつ、小売電気事業者が取得した非化石証書は、全国平均係数の排出量削減効果を持つものとしている。
- 一方、基礎排出係数は、調整後排出係数の算定の基礎として、非化石証書の取引が反映される前の物理的な状態、すなわち、小売電気事業者が供給する電気の電源構成をベースとしており、非化石電源由来の電気は排出ゼロとカウントしている。このため、調整後排出係数においては環境価値を有しないとされる「抜け殻電気」であっても、基礎排出係数においては排出ゼロと扱われている。
- このような現行の基礎排出係数を使うことで、非化石電源由来の電気を供給する小売電気事業者が非化石証書を調達することにより環境価値を取り戻しているか否かについて、需要家に誤認を与えないという観点から、『電力の小売営業に関する指針』も踏まえつつ、SHK制度における基礎排出係数の在り方を改めて検討することとしてはどうか。
- その上で、本検討会での議論の結果、電気の排出係数の算定ルールへの影響が見込まれる場合には、これまでSHK制度における電気の排出係数の算定ルールについて議論を行ってきた「温対法に基づく事業者別排出係数の算定方法等に係る検討会」において、電気の業界特性も踏まえた専門的・技術的な検討を行うことを想定する。

## 基礎排出量における電気の使用に伴う排出量の算定の在り方検討の方向性（案）

- 前述の基礎排出係数をめぐる課題に対する制度的対応の方向性としては、
  - (1) 基礎排出係数において、非化石証書の取引を反映させることとする
  - (2) 基礎排出量における電気の使用に伴う排出量を算定する際、電気事業者別の基礎排出係数を用いないこととするが考えられる。
- 具体的なオプションとしては、
  - (1) 小売電気事業者による基礎排出係数の算定方法を変更する場合は、非化石電源に由来する全ての電気的环境価値が証書化されていることを踏まえ、電源構成ではなく非化石証書の配分がされた後の状態を「基礎」（基礎排出係数）と捉え、それにさらにクレジット取引を反映させたものを「調整後」（調整後排出係数）とすることが考えられるか。
  - (2) 需要家による基礎排出量における電気の使用に伴う排出量の算定方法を変更する場合は、①電気事業者ではなく全国平均的な排出係数を全需要家一律で用いる方式や、②排出係数を調整後排出係数に一本化する方式、が考えられるか。
- 一方で、制度的対応を行うことで過去からのデータの連続性が失われること、需要家の電力調達や排出量算定の実務に現に支障が生じているとは必ずしも言えないこと、SHK制度を参照している他の制度にも影響があり得ることを踏まえると、現行ルールを維持しつつ、需要家に対して基礎排出量/基礎排出係数の趣旨や電気的环境価値の扱いを丁寧に周知することにより課題に対応することも考えられるか。

## 基礎排出量における電気の使用に伴う排出量の算定方法に係るオプション案（1/2）

- 前述の基礎排出係数・基礎排出量のオプション案について、効果や留意点を整理すると以下のとおりとなるのではないか。
- また、それを踏まえ、主に需要家の観点から、現状の基礎排出係数・基礎排出量をどのように考え、今後どのように対応していくべきか。

	現行ルール	(1) 基礎排出係数の見直し	(2) ①全国平均係数の適用	(2) ②調整後排出係数の適用
概要	✓ 基礎排出量における電気の使用に伴う排出量の算定に、 <b>非化石証書の取引を反映しない基礎排出係数</b> を使用	✓ 基礎排出量における電気の使用に伴う排出量の算定に、 <b>非化石証書の取引を反映した基礎排出係数</b> を使用	✓ 基礎排出量における電気の使用に伴う排出量の算定に、 <b>全国平均係数</b> を使用	✓ 基礎排出量における電気の使用に伴う排出量の算定に、 <b>調整後排出係数</b> を使用
基礎排出量における電気の使用に伴う排出量の趣旨	✓ 需要家が使用する電気の <b>発電時の物理的な（＝環境価値の取引を反映していない）排出量</b>	✓ 需要家がある小売電気事業者を選択したことによる <b>効果を反映（クレジット分は除く）した排出量</b>	✓ 需要家が使用する電気の <b>発電時の物理的な（＝需要家がある小売電気事業者/電力メニューを選択したことによる効果を反映しない）排出量</b>	✓ 需要家がある小売電気事業者/電力メニューを選択したことによる <b>効果を反映した排出量（調整後排出量と同じ）</b>

# 基礎排出量における電気の使用に伴う排出量の算定方法に係るオプション案（2/2）

	現行ルール	(1) 基礎排出係数の見直し	(2) ①全国平均係数の適用	(2) ②調整後排出係数の適用
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現行ルールを維持するので、過去からのデータの連続性を確保できるとともに、他制度への影響がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 環境価値のない（＝非化石証書があてられていない）電気が排出ゼロと扱われているのではないかという誤解を解消できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 環境価値のない（＝非化石証書があてられていない）電気が排出ゼロと扱われているのではないかという誤解が生じ得なくなる</li> <li>✓ 基礎排出量は、需要家による調達電力量削減の努力が反映され、調整後排出量は、需要家による排出係数の小さい小売電気事業者/電力メニューの選択が反映されるようになるため、電気の使用に伴う排出量削減に向けた需要家の取組内容（調達電力量削減、再エネ電力メニュー選択等）が見えやすくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 環境価値のない（＝非化石証書があてられていない）電気が排出ゼロと扱われているのではないかという誤解が生じ得なくなる</li> <li>✓ 電気の使用に伴う排出量の算定に使う排出係数が一本化されることで、評価軸が一つになる</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 非化石電源由来の電気を供給する小売電気事業者が非化石証書を調達することにより環境価値を取り戻しているか否かについて、需要家が誤認するおそれがある</li> <li>✓ 現行のルールを維持するとしても、基礎排出量における電気の使用に伴う排出量の趣旨や、小売供給される電気的环境価値について、需要家に周知が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 過去からのデータの連続性がなくなる</li> <li>✓ 新たな基礎排出係数を設定することとなる上（⇔(2)①②は既存の排出係数で対応可）、非化石証書による排出量の調整が基礎排出係数に入り込むこととなるため、基礎排出係数・基礎排出量の概念・名称の再整理が必要</li> <li>✓ 非化石証書による調整がされた基礎排出係数を使って需要家が基礎排出量を算定することとなり、需要家が直接調達した非化石証書は基礎排出量に反映しない（調整後排出量のみ）に反映していることとの間で、非化石証書の扱いに違いが生じる</li> <li>✓ 小売電気事業者において、基礎排出係数の算定が複雑になるため、実施可能性を検証する必要がある</li> <li>✓ 非化石証書は基礎排出係数・調整後排出係数の両方に反映される一方で、クレジットは調整後排出係数のみ）に反映されることとなるため、非化石証書に対してクレジットが劣後するという誤解を招く可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 過去からのデータの連続性がなくなる</li> <li>✓ 過去からのデータの連続性がなくなる</li> <li>✓ 非化石証書・クレジットによる排出量の調整が基礎排出量に入り込むこととなるため、基礎排出量の概念・名称の再整理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 過去からのデータの連続性がなくなる</li> <li>✓ 非化石証書・クレジットによる排出量の調整が基礎排出量に入り込むこととなるため、基礎排出量の概念・名称の再整理が必要</li> </ul>

## 前回いただいた主な御意見

- 現行の基礎排出係数を見直すということだけでなく、根本に立ち返って基礎排出係数・調整後排出係数の考え方を整理した方が良い。その上で、場合によっては、「基礎排出係数」「調整後排出係数」という名称を変更するというオプションもあり得るのではないか。
- 全ての出発点は物理的な排出量であって、そこに環境価値をどのように加えていくかという話。したがって、環境価値の取引を反映していない物理的な排出係数は存置すべき。
- 小売電気事業者が小売営業指針※<sup>1</sup>に従って需要家に対して適切な情報開示・情報提供をしており、需要家が自らが調達する電気の環境価値に関して誤認しているとは考え辛い。
- 仮に基礎排出係数を見直した場合の影響範囲の把握が必要。
- 現行の基礎排出係数に非化石証書取引を反映した係数を、基礎排出係数に併記するというオプションもあるのではないか。一方で、従来の基礎排出係数に加えて新しい係数も必要となると、制度が複雑化する懸念がある。
- 需要家が自らが調達する電気の環境価値について誤認することがないよう、基礎排出係数・調整後排出係数の意味や非化石証書制度について、需要家及び小売電気事業者に対して適切な周知を行い理解してもらうことが必要。
- SHK制度における電気の排出係数に関しては、これまで排出係数検討会※<sup>2</sup>で技術的な判断を行ってきた中で、本検討会と排出係数検討会の関係をどう整理するか。

※<sup>1</sup> 経済産業省『電力の小売営業に関する指針』（平成28年1月制定、令和4年4月最終改定）  
<https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220401005/20220401005-1.pdf>

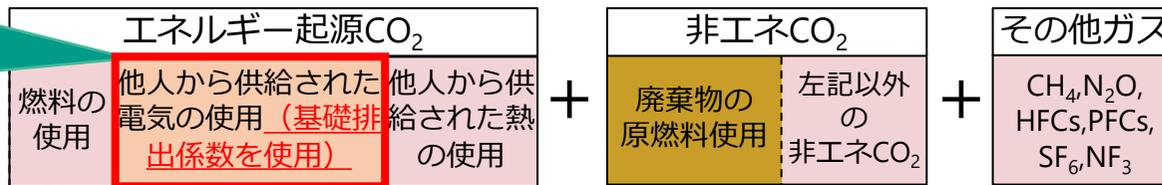
※<sup>2</sup> 「温対法に基づく事業者別排出係数の算定方法等に係る検討会」  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/ontaiho\\_haisyutsu/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/ontaiho_haisyutsu/index.html)

# 基礎排出係数・調整後排出係数の考え方

- SHK制度の基礎排出量は、自らの事業活動に伴い排出した温室効果ガスの量であり、調整後排出量は、基礎排出量をクレジット等により調整したものである。
- 電気の使用に伴う排出量についても、基礎排出量では環境価値の取引を反映していない排出量、調整後排出量では環境価値の取引を反映した排出量となるよう、各小売電気事業者の電源構成に基づく「基礎排出係数」、基礎排出係数に環境価値の取引を反映した「調整後排出係数」をそれぞれ使って算定することとしている。
- 環境価値の取引を反映していない物理的な排出係数は存置すべきという前回のご指摘も踏まえ、**引き続き、基礎排出係数は環境価値の取引を反映していないもの、調整後排出係数は環境価値の取引を反映したものとすることが適当。**また、「**基礎排出係数**」「**調整後排出係数**」という名称は維持しつつ、それぞれの係数の考え方を需要家や小売電気事業者に正しく理解してもらうことが必要。

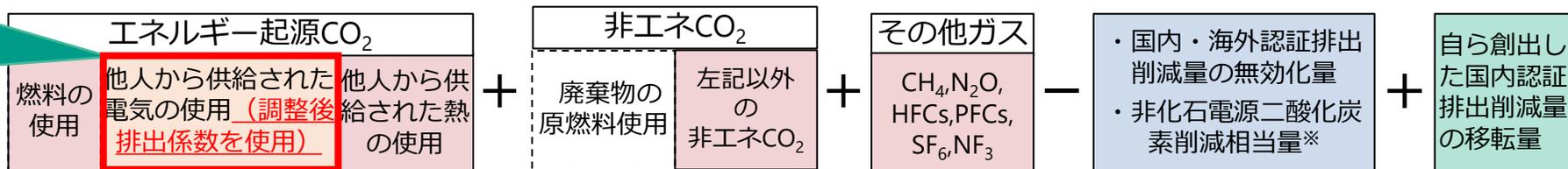
<基礎排出量：自らの事業活動に伴い直接的又は間接的に排出した温室効果ガスの量>

環境価値の取引を反映していない排出量  
→基礎排出係数を使って算定



<調整後排出量：基礎排出量を基本とし、クレジットの無効化量等を考慮し調整した温室効果ガス排出量>

環境価値の取引を反映した排出量  
→調整後基礎排出係数を使って算定



※ 非化石電源二酸化炭素削減相当量は、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除することが可能

# 小売電気事業者による環境価値の情報開示例

- 小売営業指針において、小売電気事業者は自らが販売する電気について、その電源構成、非化石証書の使用状況、SHK制度上の調整後排出係数を開示することが望ましいとされている。
- また、同指針では、FIT電気（FIT制度）に係る必要な説明、「再エネ」「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション」といった環境価値の適切な表示・訴求方法等についても規定している。

## 小売営業指針より（一部抜粋）

- 「需要家の選択の観点から、小売電気事業者は電源構成の開示に加えて非化石証書の使用状況についても情報を開示することが望ましい。その際には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を併せて記載することが望ましい。」
- 「小売電気事業者がその販売する電気につき再生可能エネルギーやCO<sub>2</sub>排出量が少ないことといった環境価値を主張するには、その主張に対応した非化石証書を取得し使用する必要がある、非化石電源から発電された電気を含め、小売電気事業者が電気を販売する際には、非化石証書の使用によりその価値が証される場合を除き、その発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値を訴求しない方法により説明をする必要がある」
- 「FIT電気を表示する際には、他の再生可能エネルギー電源との費用負担の相違に鑑み、（ア）「FIT電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、（イ）当該小売電気事業者の電源構成全体又は特定のメニューに占める割合を説明すること、及び（ウ）FIT制度の説明をすること、という3要件を満たすことが必要である。」

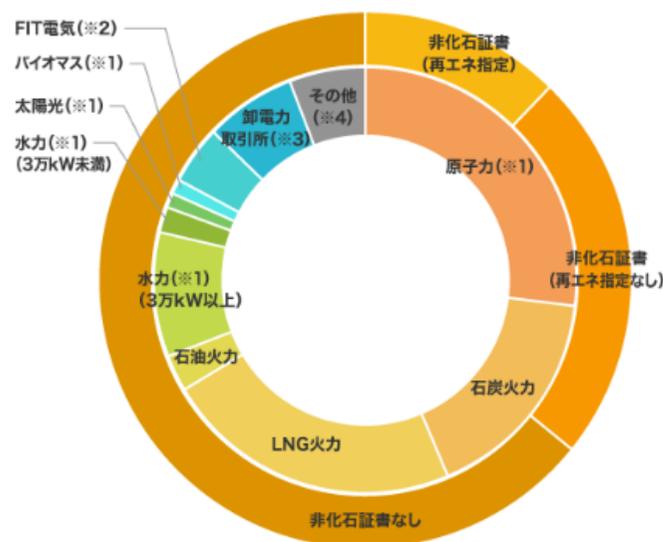
# 小売電気事業者による環境価値の情報開示例： 関西電力株式会社（1/2）

## 当社の電源構成比・非化石証書使用状況 【2021年度実績】

### 電源構成の開示

### 非化石証書の使用状況の開示

当社は非化石証書を活用した実質的に再生可能エネルギー由来のCO<sub>2</sub>フリー電気を一部のお客さまに対して販売しており、それ以外のメニューの電源構成および非化石証書使用状況は以下のとおりです。



<電源構成>

原子力	27.9%
石炭火力	17.0%
LNG火力	23.0%
石油火力	2.8%
水力(3万kW以上)	9.6%
水力(3万kW未満)	2.0%
太陽光	0.2%
風光	0.0%
地熱	0.0%
バイオマス	0.1%
FIT電気	4.6%
卸電力取引所	7.0%
その他	5.8%

<非化石証書>

非化石証書(再エネ指定)	12.4%
非化石証書(再エネ指定なし)	23.7%
非化石証書なし	64.0%

### FIT電気の説明等

- ※1 この電気のうち、非化石証書を使用していない部分は、再生可能エネルギーとしての価値やCO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO<sub>2</sub>排出量を持った電気として扱われます。
- ※2 当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用のすべての皆様から集めた賦課金により賄われており、この電気は再生可能エネルギーとしての価値を有さず、CO<sub>2</sub>排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO<sub>2</sub>排出量を持った電気として扱われます。
- ※3 この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。
- ※4 この電気には、他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないもの等が含まれます。

注1) 四捨五入の関係で合計が100%にならないことがあります。

注2) 経済産業省の制定する「電力の小売営業に関する指針（2022年4月）」に基づき、算定・公表しています。

注3) 当社は再エネ指定の非化石証書の購入により、実質的に、再生可能エネルギー電気の割合の向上をはかります。

## 当社の小売電気のCO<sub>2</sub>排出係数 【2021年度実績】

### 調整後排出係数の開示

当社の小売電気のCO<sub>2</sub>排出係数は以下の通りです。

【2021年度実績値】

0.308kg-CO<sub>2</sub>/kWh（調整後排出係数）

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に基づき、国に報告した値です。

※再エネE C Oプラン等のゼロカーボンメニューを除くメニューにおける排出係数は0.311kg-CO<sub>2</sub>/kWhとなります。

# 小売電気事業者による環境価値の情報開示例： 株式会社エネット（1/2）

## EnneGreen 電源構成・非化石証書使用状況

弊社は再エネメニューとして、EnneGreenを販売しており、再エネ指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現しています。

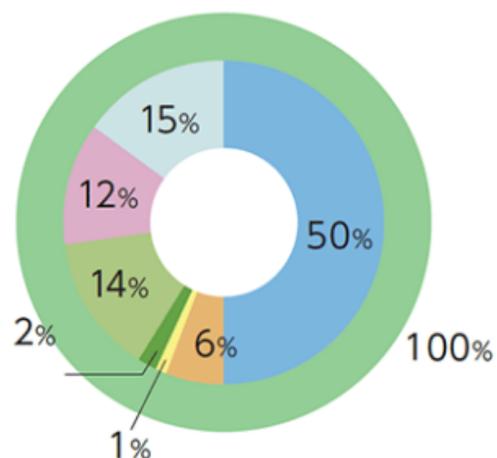
EnneGreenのCO<sub>2</sub>排出係数（調整後排出係数）は0.000kg-CO<sub>2</sub>/kWhです。

### 電源構成の開示

### 非化石証書の使用状況の開示

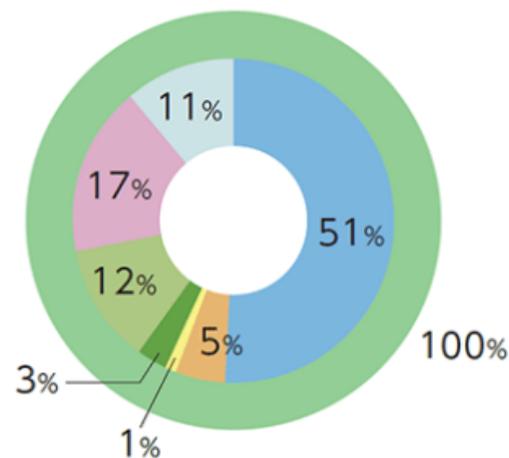
#### 実績値

（2020年4月1日～2021年3月31日の実績値）



#### 計画値

（2021年4月1日～2022年3月31日の計画値）



※事業者全体、他メニューについても同様に電源構成・非化石証書使用状況の開示あり。資料は代表例として抜粋

#### 電源構成 (内側円)

- LNG火力
- 石炭火力
- 石油火力
- 再生可能エネルギー
- FIT電気<sup>※1</sup>
- 卸電力取引所<sup>※2</sup>
- その他<sup>※3</sup>

#### 非化石証書使用状況 (外側円)

- 非化石証書あり (再エネ指定あり)
- 非化石証書あり (再エネ指定なし)
- 非化石証書なし

- ※1 この電気を調達する費用の一部は、弊社以外のお客さまも含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われており、CO<sub>2</sub>が排出されないことを始めとする再生可能エネルギーとしての価値を訴求するにあたっては、制度上、非化石証書の使用が必要とされています。この電気のCO<sub>2</sub>排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO<sub>2</sub>排出量を持った電気として扱われます。
- ※2 この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギー等が含まれます。
- ※3 この電気には、他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないもの等が含まれます。

### FIT電気の説明等

注1) 経済産業省の定める「電力の小売営業に関する指針（2021年4月）」に基づき、算定・公表しています。

注2) 個別に排出係数の指定や電源構成の指定をしているお客さまの供給内容は、この内容によらず個別のご契約内容によります。

出所) 株式会社エネット ウェブサイト CSR・環境への取り組み 赤字・赤枠は事務局加筆,  
[https://www.ennet.co.jp/environment/#normal\\_menu](https://www.ennet.co.jp/environment/#normal_menu) (閲覧日：2022年8月29日)

# 小売電気事業者による環境価値の情報開示例： 株式会社エネット（2/2）

## CO<sub>2</sub>排出係数（2021年度）

（2021/4/1-2022/3/31）

### 調整後排出係数の開示

#### メニュー別排出係数(2021年度)

ご契約メニュー	調整後排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
EnneGreen 100	0.000（メニューA） <sup>※1</sup>
EnneGreen MIX （排出係数指定）	お客さまご指定の排出係数（メニューB～G） <sup>※1</sup>
EnneGreenMIX （再エネ比率指定）	ご指定の再エネ比率分はメニューA、 それ以外は通常メニュー（メニューH） <sup>※1</sup> の 排出係数から算出
通常メニュー <sup>※2</sup>	0.385（メニューH） <sup>※1</sup>
（参考）事業者全体	0.372

※1 これらは環境省からの公表メニュー名です。以下のページからご確認ください。  
[電気事業者別排出係数一覧はこちらから（環境省 HP）](#)

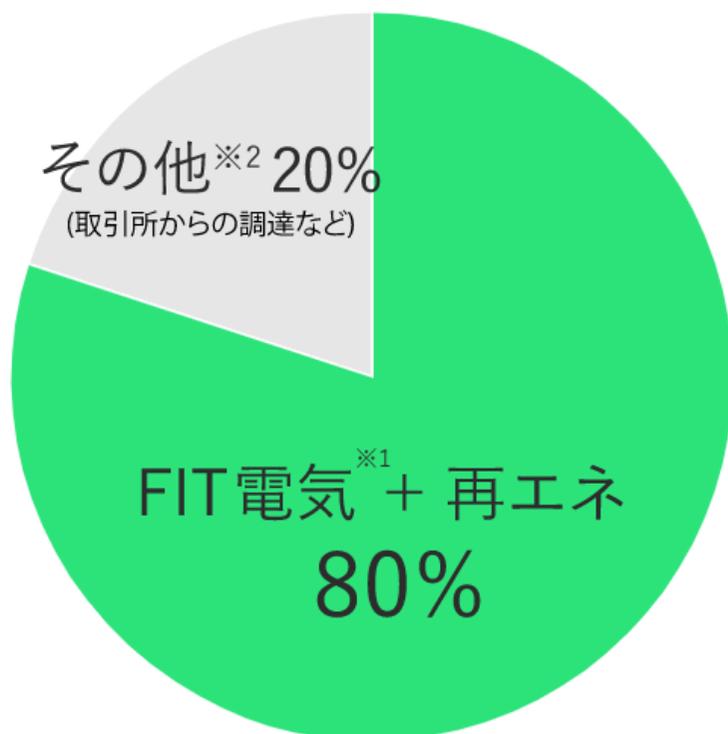
※2 通常電気をご使用のお客さま（EnneGreen以外のお客さま）が2021年度分の温対法上の排出量を算定する際には、通常メニューの排出係数（0.385（メニューH））をお使い下さい。

## 1. 電源構成

2022年度計画値

### 電源構成の開示

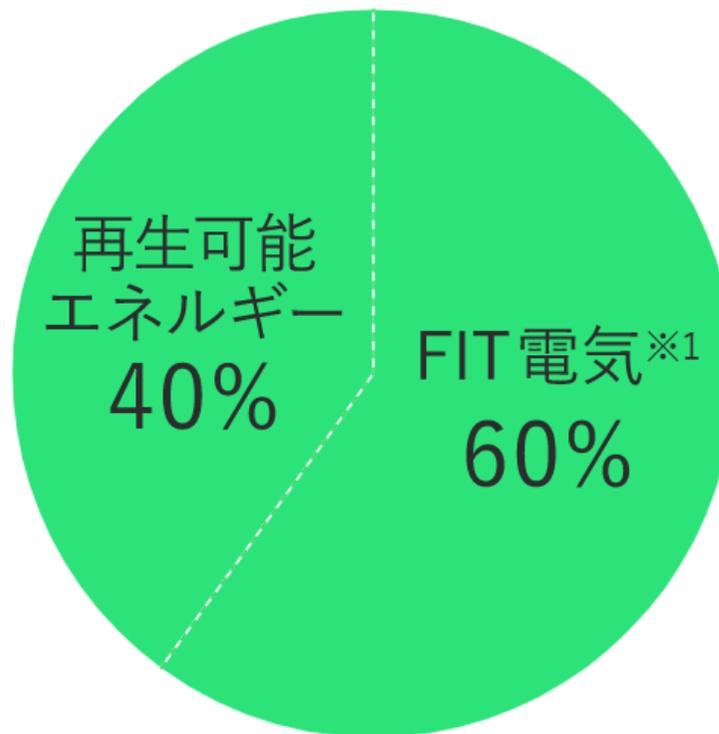
スタンダードプラン



非化石証書使用なし<sup>※3</sup>

### 非化石証書の使用状況の開示

プレミアム100プラン、エポスプラン  
みんなのプラン、他



非化石証書(再エネ指定)使用100%<sup>※4</sup>

# 小売電気事業者による環境価値の情報開示例： 株式会社UPDATER（旧みんな電力株式会社）（2/2）

## FIT電気の説明等

FIT電気も、再生可能エネルギーも、どちらも再エネ発電所でつくられた電気です。  
そのうち、国の固定価格買取制度のもとで買い取られる電気を「FIT電気」と呼び、再生可能エネルギーとは区別して扱われます。

※1 FIT電気とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー電源を用いて発電され、固定価格買取制度(FIT)によって電気事業者に買い取られた電気のことであり、この電気は火力電源などを含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われています。

※2 「その他(インバランスなど)」の電気には水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

※3 スタANDARDプランは非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギー及びCO2ゼロエミッションとしての価値は有していません。

※4 プレミアム100プラン、アーティスト電力プラン、エポスプラン(旧料金)、CICフレンズプランは、再生可能エネルギー由来の電気に、再生可能エネルギー指定の非化石証書の環境価値を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。また、CO2排出量もゼロとなります。インバランス発生や修繕、事故、系統からの出力抑制依頼などやむを得ない場合には、再生可能エネルギー比率が100%とならないこともあります。その場合でも再生可能エネルギー指定の非化石証書によりCO2排出係数ゼロの電気を供給いたします。

電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)

-R2年度実績- R4.1.7環境省・経済産業省公表

## 調整後排出係数の開示

みんな電力：(基礎排出係数) 0.000126(t-CO2/kWh)

(調整後排出係数) プレミアム100プラン、アーティスト電力プラン、エポスプラン(旧料金)、CICフレンズプラン 0.000000 (t-CO2/kWh)

スタンダードプラン0.000411(t-CO2/kWh)

※基礎排出係数は基礎排出量の算定に、調整後排出係数は調整後排出量の算定に用います。

電源構成実績は[こちら](#)

# 基礎排出係数を使用している制度等の例

- 基礎排出係数は様々な制度等で使用されており、仮に基礎排出係数を見直した場合は、広範囲にわたる影響が予測される。

制度等		使用している電気の排出係数
政府実行計画		<p>改定政府実行計画（令和3年10月閣議決定）より以下のとおりとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同計画の実施状況の点検において、<b>基礎排出係数</b>を使用して算定した排出量と調整後排出係数を使用して算定した排出量の両方を公表。</li> <li>同計画で定める排出削減目標の達成は、調整後排出係数を使用して算定した排出量を用いて評価できるものとしている。</li> </ul>
地方公共団体実行計画	『地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル』	<ul style="list-style-type: none"> <li>同計画の実施状況の点検において、<b>基礎排出係数</b>を使用して算定した排出量と調整後排出係数を使用して算定した排出量の両方を公表。（※政府実行計画と同じ）</li> <li>同計画で定める排出削減目標の達成は、調整後排出係数を使用して算定した排出量を用いて評価できるものとしている。（※政府実行計画と同じ）</li> </ul>
	『地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル』	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況推計*では一律に<b>基礎排出係数</b>の使用を想定。*統計データやエネルギー使用量を基にした区域内の排出量の推計</li> <li>対策の削減効果を評価する場合には、調整後排出係数やメニュー別排出係数の使用も想定。</li> </ul>
各自治体の地球温暖化対策計画書制度※ ※都道府県・市町村が、条例に基づき、域内の事業者に対して、温室効果ガス排出量やその削減方策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定・提出を求める制度。		<ul style="list-style-type: none"> <li><b>基礎排出係数</b>のみを使用（北海道、大阪府等）、又は<b>基礎排出係数</b>と調整後排出係数を併用（神奈川県、愛知県等）している計画書制度が多数。</li> </ul>
経団連カーボンニュートラル行動計画		<ul style="list-style-type: none"> <li><b>基礎排出係数</b>を使用している業界と、調整後排出係数を使用している業界と、両方を併用している業界が混在。</li> </ul>
環境省・経済産業省『サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン』		<ul style="list-style-type: none"> <li>Scope2排出量の算定方法として、SHK制度における他人から供給された電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算定方法を紹介。<b>基礎排出係数</b>と調整後排出係数のどちらを使用するかについては、同ガイドラインで言及なし。</li> </ul>

## 今後の対応等

- SHK制度の基礎排出量は、自らの事業活動に伴い物理的に排出した温室効果ガスの量であるため、電気の使用に伴う排出量についても、基礎排出量では環境価値の取引を反映していない排出量とするのが妥当。また、仮に基礎排出係数を見直した場合は広範囲にわたる影響が予想されるほか、制度が複雑化しないよう留意する必要もある。これらを踏まえ、電気の使用に伴う排出量の算定方法の見直しは今回行わないこととする。一方で、小売営業指針も踏まえて、基礎排出係数・調整後排出係数の意味や非化石証書制度について、電気事業者別排出係数一覧での説明等を通じて、需要家及び小売電気事業者に対して効果的な周知を行っていく。
- 本検討会と排出係数検討会の関係については、本検討会においてSHK制度の算定方法全般を扱う中で、電気の排出係数に特化して議論すべきものがあれば、排出係数検討会において業界特性も踏まえた専門的・技術的な検討を行うこととする。